

昭和三十一年五月二十七日(水曜日)

午前十四時四十六分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事 辻 寛一君 理事 内藤 隆君

理事 永山 忠則君 理事 八田 貞義君

理事 石橋 政嗣君 理事 田口 誠治君

理事 山内 広君

岩動 道行君 佐々木義武君

壽原 正一君 高瀬 傳君

塚田 徹君 藤尾 正行君

保科善四郎君 湊 徹郎君

渡辺 栄一君 大出 俊君

村山 喜一君

出席國務大臣

法務大臣 賀屋 興宣君

出席政府委員

警視總監 後藤田正晴君

警務局長 津田 實君

法制調査部長 津田 實君

検事(民事局長) 平賀 健太君

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

検事(矯正局長) 大澤 一郎君

検事(保護局長) 武内 孝之君

検事(入国管理局長) 小川清四郎君

検事(入国管理局次長) 富田 正典君

公安調査庁次長 宮下 明義君

委員外の出席者

内閣調査官 石岡 実君

内閣官房内閣調査室長

検事(大臣官房管轄) 住吉 君彦君

課長 門 員 加藤 重喜君

五月二十七日

委員渡辺栄一君辞任につき、その補

欠として濱地文平君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員濱地文平君辞任につき、その補

欠として渡辺栄一君が議長の名で

委員に選任された。

本日

の会議に付した案件

法務省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第五九号)

○徳安委員長

これより会議を開きま

す。

法務省設置法の一部を改正する法律

案を議題とし、質疑を継続いたしま

す。

質疑の申し出がありますので、これ

を許します。山内広君。

○山内委員

法務省設置法の改正の内

容につきまして、順次お尋ねしてい

たいと思ひます。その前に、昨日行な

われました田口委員の質疑並びに応答

を聞いておりました。若干の問題に

ついて補足してお尋ねしておきたいと

思ひます。

まず、その第一点でありました公安

調査庁の職員に二百名の増員に伴いま

して、いろいろその理由を詳細に御説

明がありました。私は、そのときの説

明並びに大臣の答弁を聞いておしまし

て、非常に奇異な感じを抱いたわけで

あります。この池田内閣が、最近いろ

いろな民生の安定を主張し、経済の伸

びを謳歌して、いろいろ国民生活が安

定してきておる。本来ならば、あの終

戦後と違ひまして、もう戦後ではない

のですから、いろいろ右左の台頭すべ

き原因がだんだんとかえつてなくなる

はずにもかかわらず、最近非常に右左

の勢力が伸びて、そして御提案のよう

な理由から二百名の増員を出してお

る。そのことが、私にはどうしても理

解がいかないのであります。大臣は、

この左右勢力が最近非常に伸びてい

る原因をどういふふうにお考えになつ

ておるのか、このお考えをまずお聞き

たい。

○賀屋國務大臣

その原因につきま

しては、人々によつていろいろ観察も

ございましょう。先日申上げました

が、いわゆる右翼という方面におきま

しては、左翼勢力の蠢動、拡充、こう

いうものに対して憂慮し、むしろ焦燥

を感じている、こういう気持があるよ

うでございます。それからまた、政治

一般につきまして不信の念もあるの

じゃないか、そういうような気持が合

わさりました、いわゆる破壊活動的の

右翼勢力が伸びるということがあるよ

のほうにおきましては、国内における

共産党や、またこれと同調すると申し

ますか、同じような考え方を持ってお

る団体というか、組織が、相当強い意

欲をもつてその勢力の拡大をはかり、

その希望し、麻痺する目的の到達のた

めにいろいろ活動をする。それからい

わゆる国際共産勢力もこれを支援す

る、助長する。こういう活動がなか

か盛んであります、一向衰えない、

考えようによればますます盛んにな

る、こういうことが原因であらうと考

えておるのであります。

○山内委員

ちよつと最初のほうを開

き漏らしましたが、右のほうの台頭

は、左が伸びたから、それが刺激と

なつて伸びた。それから左のほうの勢

力は、共産主義の活動が活発になつ

て伸びた。せんに詰ればどういふお考

えてございませうか。ちよつと理解のし

かたが誤つたかもしれませんが……。

○賀屋國務大臣

それと右のほうにつ

きましては、一般の政治に対して信頼

しない。信頼しないのが、私はいいと

か悪いとか、正しいとか批評するの

じゃございませう。そういう感じを

持つてやつておる点があるんじゃない

か、それがますます右のほうの破壊的

活動がふえる原因ではないか。いまの

お話の点にこの一点をつけ加えたいと

思ひます。

○山内委員

私は、いまの大臣のお考

の中を変えようなんという、こういう

極端な考え方に對して、觀察の充実と

いいますか、定員をふやす、そういう

療法をとるといふことの一点に注ぐよ

りも、まずこの原因となるべきもの、

そういうものの根本を除くというお考

えに立たないで、きのうの御答弁で

は、この次も二百名ふやすんだ、どん

どん定員は毎年二百名ふやすんだ、

ればいかぬ、非常に定員の増加だけ

大臣は主張されておるわけです。こう

いうことでは、決して右左の極端な破

防法の適用を受けるような人たちの勢

力をくすすわけにはいかぬと思ひ。

もつと原因にメスを当て、この原因を

取り除くといふこと、このことをお考

えにならなければ、いたずらに定員だ

けふやしても、何にもならぬと思ひの

です。この点についてのお考えはいか

がですか。

○賀屋國務大臣

原因を取り除くため

に努力すべし、これはこつともでござ

いいます。それはばかりやるといふの

は、私は賛成しない。どろぼうがあ

る、犯罪を犯す者がある、原因を除

け、だから警察なんかはどうでもい

とはいかないのであります。いろいろ

な社会不安を起すようなものをなく

すために、歴代多くの政府が努力して

おりまして、遺憾ながらそこへい

かない。だから、やはり警察制度も要

りますし、またそれも充実しなければ

ならぬ、やはり私は両方が必要であ

らうと思ひます。医者は要らない、健

康さえよくすれば病気になるのでい

じゃないかといつても、健康をよくさすばかりではないので、病気になつたら医者を使つて直さなければならぬというような考えでございまして、お考えはもつともでございまして、同時にこういう方面も必要である。

それからまた、私は毎年二百人ふやすといふことは申し上げてない。それは登記の事務のほうの話をございませう。

○山内委員 何も私はいま警察制度をなくせ—こゝろいろいろな犯罪のあることも認めておるわけで、そこまですつておるのではない。けれども、少なくともあなたは右翼の台頭を政治の不信だ、そこから出ているという原因をお考えになつておる。そうしたら、政治をどうして国民の信頼をつなぐようにするかという努力が、一面になされなければならぬ。警察官が多いといふことは、決していいことじゃない。特に世の中がどんどん進んで、民生が安定して生活が保障されてくれば、警察官がだんだん減つていって、将来は警察官がいなくてもお互いの社会秩序が守られていくような方向に向けていくのが、政治であり、私どもの理想でしょう。現実においては、確かに大臣の言われるとおり、私も、警察官がなくてもこの秩序が守れるとは思つていない。またふやす必要のあるものは、たとえば交通事故のように、これはますますふえていく。望ましくないけれどもふえていく。これに対処しなければいかぬといふことも、承知しております。けれども、あなたのほうは、法務省という立場からお考えになる。だけれども、大臣という立場

で政治全般から見たら、こういう右翼、左翼の台頭していくこの政治のあり方の根本にもう少し力を注いで、そうしてこういう定員増はできるだけ少なくしていく、こういうお考えに立たれるのが妥当なのではないか、こう思ふのです。しつこいようですけれども、もう一度……

○賀屋国務大臣 お説のとおりでございまして、警察官の増員や公安調査庁の増員などが無い国情にしたいというのが、われわれの念願でございまして。それについては、むしろ政府の努力が完全だとおっしゃるけれども、相当努力をいたしておられます。犯罪の方面におきましては、暴力犯罪は非常に増加いたしました。財物犯—窃盗、詐欺、横領—一言で言へばお金についての犯罪といふものは、戦前よりも三〇%も減少しております。この理由は、私は、犯罪などといふものは、社会の総合的な原因結果と考えまして、政府の経済政策、言葉をかえれば近年自民党が政権を担当いたしておりました。が、そういうことから減つたとは、一〇〇%原因をそこに持つていくものではございませぬ。しかしながら、政府の経済政策もよろしきを得まして、国民の努力によつて、日本の経済の進展はすばらしいものでございまして。生活程度の向上はすばらしいものでございまして。私、自分のことを申し上げておそれ入りますが、昭和三十一年に安保騒動が起きますや、自民党の一代議士といつたしまして、社会保障に大いに力を入れたべしといつて、私も力を入れたことはいろいろございまして、生活保護にしまして、三十六年度の予算から画期的の増加をいたしま

した。三十五年の基準に比べますと、三十九年には三十五年の八〇%以上基準も伸びておる。そのほかいろいろそういう点はございまして。欠陥はございまして。まだまだ低所得者層に対しても施策は十分でございまして、それに相応努力いたしておられます。生活保護は私一人で上げたのじゃないが、われわれも努力しまして、党は全力をあげて社会保障にも力を尽くしたのであります。また、社会保障ができるためには財源が要るのでございまして。ただやうにやうに言つてできるものではない。要は何を実現すべきかといふことと同時に、実現し得る手段を備えなければならぬ。それは何かと言へば、経済の発展でございまして、日本経済が発展して、増税をしなくても、むしろ減税をしてもなお社会保障その他ができるような財政状況をつくり出す、これが党案でありまして、池田首相も始終言つておられますように、経済繁栄は目的じゃないのだ、これで国民の生活を改善向上するためにやつてゐるのだ。そういう点も、昔の富国強兵時代と違ひまして、私は一種の大げさに言へば哲學的進歩だと思ふ。国の行政目的もはつきり考へて、そういうふうな相当努力をしておられます。そのほか、いろいろ努力もしておられます。むろん努力が完全だとは申しませんが、まだわれわれは大いにやらなければならぬと思ひますが、私もそれはさういふ原因を除くために努力をいたす。同時に、まだまだ社会の病根は除けませぬから、それに対する対症療法としましていろいろ手を尽くし、また両方で進みたい。お説のごとく、その根本を改善するといふことは、もちろ

んわれわれは第一に希望するところでございます。

○山内委員 あまり立ち入つた議論はしたくないのですけれども、大臣がいまお話しをなさつたところ、閣僚として努力もされ、生活も安定し、伸びて、本来ならば右左の台頭がもう余地を与えないように、その方向に国民生活は向いてゐるにもかかわらず、現実の面として非常にふえておる。この矛盾をどういうふうにとらえ、考へ、そしてこの矛盾した右左の台頭の原因のほうをもう少し探らぬことには、私は非常に不満があるわけです。大臣、さうお考えになりませんか。非常に生活もよくなつた、社会保障も充実してきたと言われる。本来ならば、右左の勢力がもう伸びる余地がないでしやう。ですから、そこに政府の右左の台頭に対する原因の理解のしかたが足りないし、努力が足りないと思ふのです。私、きのうの御説明を聞いていて、人だけふやせやうという印象が、非常に強くなるのです。二百名が法務省のほうの定員であるといふ話であれば、これはまたあとで議論を申し上げたいと思ふのですけれども、確かに大臣は、公安調査庁の定員も、二百名では非常に少ないのだ、しかし、さういふ理由で、そのために必要だといふことを言われておるのです。時間があればお聞きしたいと思ひますけれども、政府では、今度法制審議会の答申を待つて刑法の全面改正をお考えになつておるのです。この中にも、新たに今度国家の機密を漏らすといふことでスパイ罪を設けたい、さういふ考えもあるようです。しかし、このスパイ行為はいいことじゃないのです。人

に知れないようにそつと悪いことをやるのですから。この公安調査庁の仕事は、国の安寧秩序を破るような人たちを未然に調査しておこうといふのですから、大義名文は明らかでありますけれども、きのうの説明にあるように、気どられないようにいろいろ情報を内偵するものでしやう。そのやり方を私は正しいとは思ひません。一日も早くさういふことの必要のない世の中をつくり、さういふ破壊分子をこの世の中から駆逐してしまふ、さういふ社会秩序を盛り立ていくことが、さういふ意味で、右左のさういふ暴力を用いる者の台頭の原因をもう少し究明して、その抜本的な対策をお立てにならないと、定員だけでもつてその内容を探つてやうといふことでは、私はよくないと思ふ。これは公安調査庁の次長、きのうの答弁をされたので、その点で何か一言ありさうですから、私の考へに反対だつたら、ひとつ御答弁願ひたい。

○賀屋国務大臣 お考えに全く賛成です。さういふことは、日本政府の努力だけでできるならば、世界はすぐ平和になつていくと私は思ふのです。いまの左翼勢力といふものは、一体どういふことを考へておるのか。マルクス・レーニン主義でも、資本主義が爛熟したら、そこで共産革命が起ること言つてゐる。生活がよくなくなるといふことです。生活がよくなくなるといふ思想が、御承知のように世界のうちには有力にございまして。だから、いま生活がよくならうがなるまいが、そんなことは手段として、悪く言えば、根本的に日本を共産化しようといふ国際

勢力があることは、認めざるを得ないのであります。われわれの考えでは、大きな資本を国民生活全体のために活用して、国民、国家の総所得をふやす、総生産をふやす、そして分配資源を多くして、結局国民全体の生活のレベルを上げる。そうすると、一部の人は、それは独占資本への奉仕だ、そんな社会はやめなければならぬ、ひっくり返さなければならぬ、日本は革命をやらなければならぬ、こういう勢力があるのでございます。これは日本国内だけではなく、世界で相当の力を持った強い国に本拠を持ち、そうして世界を通じて運動が行なわれているというふうな事態でございまして、これはなかなか日本政府のみの責任、その努力が足りないからであるということではないと思つてございまして。私も、政府も努力し、国民も自覚されて、少なくとも日本国内にはそういう不安がないように持つていきたいのでございまして、まだまだわれわれの努力が足りないと思つますから、大いに努力をしてまいりたい。その道筋におきまして、うまずたゆまず、お話のような問題の解決に進みたいが、ただお話のごとく、これは政府の施策が一つ足りない、一つ悪い、それだから起こるというふうな問題にあらずして、いわば世界の大問題は、みなこれに根源している。ソビエトがいま少し平和共存主義ムードになつたら、世界が喜んで、もう一喜一憂する根源にはそれがある。それがなければ、世界は安心しますでしよう。しかし、平和ムードを出しているが、それが本気かどうか、まだまだこれに対して疑問を持つてゐる人もある。世界の軍備

競争なんか、みなそれでございまして。その軍備競争をやつてゐる人の考えが正しいか正しくないか、批評するのではないが、共産侵略が、軍事侵略も必要ならば、可能ならばやるのだという前提に立つて、自由主義社会は、その防衛のために大軍備を自由主義全体として持つておられます。共産陣営からいへば、大きな圧力である、それだからおれのほうも持たなければならぬ、いつまでたつても大きな軍備もできない。なかなか禍根は大きいので、これは世界全体がひとつ協力して、大いにこういうことがないようになりたい、これはわれわれの念願でございまして。なかなか日本政府の独力で急いかないうのが、現状でございまして。しかし、そのほかの民政方面につきましても、経済その他の方面について極力努力をし、また国内の秩序維持その他につきましても、十分に努力をしてまいりたい。ただ、その努力の及ばざることをわれわれはおそれているという次第でございまして。

○山内委員 この問題は、これ以上議論すると長くなりまして、私、大臣とは若干考え方を異にしておりまして、後日あらためてその機会を取りつきたいと思つます。次にお尋ねします。破防法の発足によつて、いままでも処置された件数はどれくらいになつておるか、右左に分けて、できればちよつとお知らせいただきたい。○宮下政府委員 公安調査庁におきまして、破防法に基づいて、破防法五条あるいは七条の規制処分の請求をいたしました件数は、いままでも一件もございせん。

○山内委員 このことは、やはり片方では国家の権力を維持するというあたりの仕事と、国民の権利を守るという制約された部分、この間のかね合ひで慎重におやりになつて、いまのような結果が出てゐると私は思つてゐます。そのことは私に思つてゐるわけですが、ここで考えなければならぬのは、今度公安調査庁は二千十五人になりました。これだけの人員と、それから膨大な予算を使用しておるわけですが、それでいま十年もたつて、これまで一件の処罰もない。単に情報だけがうす高く積まれておる。これは喜んでいいのか悲しんでいいのか、こういうものが一体必要なのか必要でないのか。私も外部から見ると、さつき私が大臣にいろいろお尋ねしたように、抜本的な対策にこれだけの予算が使われたら、もっと早く大臣の御答弁のあつたやうな理想の社会に近づくのじゃないかという気もするわけですが、この点についてのお考えはどうですか。○賀屋国務大臣 なかなかそれはまいらぬのでございまして。これは要するに、世界においてわれわれと違つた思想、こういうものの勢力が衰へませんと、どこまでもその考えで破壊活動をするということが、日本のみならず、ほかの国でも起こり得るわけでございます。一方、生活の苦しさ、政治の悪さからそういうことに共鳴する人がないようになつてゐることは非常に大事で、政府も考えなければなりません。また、それはその立場のみならず、政治本来の目的として、人間の生活を安定向上する立場からも、当然やらなければならぬこととございまして。

しかし、そういう方面に若干の金を投じたからすぐなくなるだろう、これは遺憾ながらこの国の状態を見ましても、これを変えて福利施設をやればいゝというわけにはまいらぬだろうと思つてゐます。○山内委員 二点だけちよつとお聞きして、この公安関係の定員は終わりたと思つてゐますが、きのうもだいぶ御説明がありましたとおり、左翼の取り締まりには七八%の人員配置をしておる。右には、二二%。その理由もいろいろお話がありました。国会の指摘もあつて、今回は二百名に対しては、六・四の形で右のほうに重点を置いた配置をするのだ。右翼に二二%を配置するのが正しいのか正しくないのか、右、左の取り締まりの重点をどつちに置くか、きのうもそのお話がありましたが、私も外部から見ると、いまの右翼というのは、いわゆる一人一殺主義で、変な者があつたら、一人ずつ個々に監視をつけなければならぬ状態じゃないかというふうに考へるわけですが、かりに共産党が十万人伸びたといつても、いろいろな機関紙も出ておるし、いろいろな宣伝ビラも出ておる。そういうものから、この組織をつくるためのいろいろなニュースを出しておりますから、私は、その中からでもある程度どこに問題があるか、わかるやうな気がするのです。かえつて右のほうを取り締まりがめんどうだし、情報にはよほど十分にとつておらないと、この間のライシャワー事件は、幸いという関係はない精神異常者というこゝとですけれども、前にいろいろ行なわれたああいふ少年などの右翼のテロは、みんな一人一殺で、少数の者が計画を立ててやつておるでしよう。そうしますと、私は右の二二%、左の七八%というウエートの置き方は、どうも理解ができないのです。何かこれは国会でも議論になり、あるいはいろいろな新聞にも出ておりますけれども、政治家の大物が右翼に対してはいろいろな資金も与へて、極端にいへば養つておる。そういうところに気がねをしてこゝういう右翼を見のがしておるやうな気もしないわけではないのです。この右、左の勢力の分け方、あり方というものは、一体これで正しいのかどうか、そのことについての御説明をお聞きしたいと思つます。○宮下政府委員 公安調査庁におきましては、左右を問はず、右でありましようとも左でありましようとも、いやしくも暴力主義的破壊活動によつて民主主義を破壊しようとする団体に対しては、ひとしく調査を進めておる考へでございまして。いま御質問がございましたように、あるいは時の政治権力に遠慮をするとか、そういうふうな考へは、法律執行機関として毛頭持つておりません。ただいま今度の増員を振り当てても、左翼関係の調査に従事する調査官が七八%、右翼関係の調査に従事する調査官が二二%、公安調査庁は口ではそう言つてゐるが、やはり左翼関係調査を重視しておるのではないかと御懸念を持つておられるように拝察するのでございまして、昨日も田口議員の御質問に対していろいろ御説明を申し上げましたが、左翼関係の日本共産党にいたしましても、あるいは朝鮮総連にいたしましても、日本全国におおいかぶさつておる組織でございまして、その組織構成人員も膨大な

ものでございます。共産党の系列の地方組織、細胞に至るまで、この数も膨大な数にのぼっております。この数も膨大です。なお、共産党が本来の共産党だけで固まっております。共産党の周囲にござりまするいろいろな大衆団体に浸透をしております。それを支配し、指導をしようという統一戦線戦術をとって共産党の目的を達しようといふことを考えておる状況でございます。左翼調査の調査面というものは、非常に広いのでございます。ただいま御指摘がございましたように、私どももいたしまして、公然調査、公然資料に基づく調査研究ということを決して輕視はいたしてありません。ただ、公安調査庁の調査官なりあるいは協力者の提報だけにたよっておりますわけではございませんで、公然資料の分析検討等も併用いたしまして、左翼関係の調査を進めておるわけでございます。が、ただいま申し上げましたような左翼団体、日本全国におおいかぶさっております膨大な組織の調査に對しましては、どうしてもこの程度の人員を振り向けなければならぬわけであります。

右翼関係につきましては、御指摘がございましたように、公安調査庁の調査だけではなかなかこと足りないことを十分承知しております。したがって、私どもの基本的な方針といたしましては、右翼関係調査につきましても、より一そう警察当局と緊密な連絡をとりつつ調査を進めておるわけでございます。暴力主義的破壊団体に対する対策といたしましては、そのような行為に出る個人を刑事処分によって、刑罰によって処罰をしていく方策と、

団体そのものの活動を規制する、あるいは団体そのものの存在を消してしまふという面での対策があらうかと思ひますが、公安調査庁におきましては、その後の仕事をいたしておるわけでござりまする。公安調査庁は、できるだけ、右翼関係団体の奥底でどういふことを考え、どういふことを計画をし、どういふ若い連中を育てつつあるか、このような事前情報を十分に取らして、警察機関と連絡をとりながら右翼暴力、右翼的な政治暴力の発生の防止を考えておるわけでござりまする。いろいろ勘案いたしまして、ただいま申し上げましたような人員の割り振りというところで、公安調査庁の左右両翼の調査のバランスがとれておるといふふうに存じております。もちろんこれは客観的な国内の情勢いかんによりまして、あるいは右翼関係暴力が見られまふならば、その方面に對して流動的に公安調査官を振り向ける用意も、もちろんいたしておるわけでござりまする。現在の国内情勢を見まして、このような方針を持っておりまして、御了解をいただきたいと考えております。

○山内委員 せっかくこれだけの努力をされておるのですから、これが右左のこのよう極端な暴力をするような団体の発生を除去するに有効に役立つような施策があつて、初めてこれは生き返る仕事です。そういうことで、いづれこのことについてはまた御意見を聞く機会もあらうかと思ひます。それから、その点はこの程度にとどめまして、次に法務局の問題。これも二百三名の増員になっておりまして、公

安調査庁と同じように、増員の中では多数を占めておるわけですから、この前の通常国会でもやはり二百名を増員してござりまする。登記事務が非常に繁忙を來たしておるわけで、どうしてこれを処理するといふ理由で、私どももその実態を認め、二百名の増員を認めたわけですから、ところが、一年たつてまた二百名、きのうの大臣の答弁、またきょうのお話では、毎年二百名ずつふやす、これはたいへんなことだと私は思ふのです。一体業務をもう少し簡素化するか、あるいは地方自治体に移せるものは、その真なりあるいは市町村なりに委託するといふ考え方もあるかもしれぬ。あるいは機械を使用し、もっと迅速に処理されるような方法がないものか。無限に毎年二百名ずつふやすんといふたら、たいへんなことだと思ふのです。もう少しこの増員の理由、将来の見通し、対策、そういうものを御説明いただきたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 昨日も申し上げましたように、まだ相当二百人くらいは増員は続けなければならぬかと思ひます。それほど登記事務は増加いたしまして、処理すべき人間は不足しておると思ひます。お話のように、人員の増加以外に、簡素化で、つまり事務を簡素化して、いろいろな人手をとらないようなくふやすべしといふこと、これはお話のとおりでございます。この国会に不動産登記法の一部改正の御審議をお願いいたしましたのも、その一つでございます。お説にありましたように、できるだけ機械化をしていくといふことも一つでございますが、ただ事務の性質上、機械化を応用、適用し

得る範囲、限度はおのずから制限もござりまする。ただいま決して十二分にいつているとは申し上げませんが、いろいろ研究もし、その方法をとっております。それからまた、登記所の廃合といふことも行なつております。場所によりましては、人員の配置に比して比較的仕事の分量の少ないところもござりまする。そういうものは統合いたしますれば、能率からいへば、簡素化されるわけでありまして、もつとも、この点は官庁事務の都合ばかりから判断するわけにまいりませんので、これを利用する国民の側からいまして、廃合されたためによけい遠方に行かなければならぬ、車馬賃、交通費をよけい使い、時間をよけいかけ、はなはだしきに至つては泊しなければならぬといふことにならまふと、官庁の事務の経済化の反面、国民のほうには非常な迷惑をかけることにもなります。から、その点は双方の立場から考えまして、総合した結果、廃合が適當であるといふ場所にとどめまして、いわゆる無理な廃合をいたす考へではござりませんが、能率の上、人手の上からは、やはりこれが一項目であるわけでありまして、そういうふうないろいろな考へてまいりますが、何さま事務が増加いたしまして、今後の確たる見込みが立ちにくいのでありますが、まだどのくらい増員しなければならぬとか、またいまの簡素化のためにどういふ努力をしていくかといふ点につきましては、政府委員から申し上げますが、どうもまだ引き続いて増員の御審議をお願いしなければならぬのではないかと考へて方でございます。

○平賀政府委員 将来の見通しにつきまして、ただいまの大臣の御説明に補足させていただきます。今の御説明でござりまするが、ただいま大臣の仰せのとおり、年々登記の事務量がふえておるわけでござりまする。いまから十年前に比較いたしますと、現在五倍以上にふえているのでござりまする。なお、この増加の情勢がとまっております。今後は増加する見込みでござりまする。三十九年度におきましては、昨年度と同じように二百名増員を願つておるのではありませんが、少なくとも来年度におきましては、やはり同様の増員を必要とするといふ状況でござりまする。しかしながら、いま仰せのとおり、毎年約二百名の増員といふことは、たいへんなことでござりまする。国家財政の見地からいへば、おのずから限度があるわけではござりまする。この増員によってまかなえない部分につきましては、制度自体の改正、それから事務の合理化によりまして、これを補つていきたいといふふうに考へておる次第でござりまする。

○山内委員 法務局の仕事の内容からいつてなかなか困難だと思ひますけれども、もう少し仕事を分離して、ある輕微なものは地方公共団体に委託するようなことは、できないものでないか。

○賀屋国務大臣 そういふことは、私はいつての考へ方であらうと思ひます。これは考へる要する問題でござりまするが、地方公共団体に移管しましたら、人を増やさないで、いまの人手で地方公共団体がやれるか、決してそうはいきません。これは一つの専門的業務でござりまするから、専門的に係員をふやさ

なければならぬと思ひます。ふやしま
すという結果になるかというところ、
いまの法務局の登録をやっております
官庁の数よりは、はるかに数が多いわ
けでございます。これはへたをする
と——へたをするのでない、へたをし
なくても、非常な増員に現状よりは
なりはせぬかという点も考えられるの
でございます。いま私どもは結論を申
し上げる時期にはなっておりません
が、そういう点も一つ考えられる。簡
素化になるか、非常な経費の増、人員
の増ということにもなりはせぬか、こ
ういふ点も考えられるのでございま
す。

○山内委員 御提案になつてゐる今回
の案では、総体で五百八十六名の増で
す。そこで減員されるのは、大村の入
国者収容所だけ二十四名の減員になる
わけですか。それは業務の減少に伴う
のですか。これはどういふ内容になつ
ておりますか、ちよつと……。

○小川政府委員 ただいまの御質問に
対しまして、お答えを申し上げます。
大村収容所の定員が二十四名の減に
なつておるのでございますが、この点
につきましては、新規予算要求の際
に、いろいろの経緯がございます。私
どもといたしましては、入管行政全般
として、どうしても事務量の増大、そ
の他新しい問題に対処するため等々の
理由に基づきまして、毎年相当増員
をお願いをしておるわけでございます。

しかしながら、やはり要求審査の過程
におきまして、常に大村の収容所の定
員の問題が出てまいるのでございま
す。従来は、やはりたとえば大蔵省の
お考えといたしましては、過去の実績
に基づきまして定員をきめるといふ

うな一貫した御方針がございまして。そ
こで、昨年度におきましては、大村に
おきます収容所の被収容者の一日の平
均を大体三百六十人に予定いたしました
た。それに必要な人員百五十八名を配
置してまいつたのでございまして。しか
るにその後、いわゆる不法入国者の集
団送還を年々やつておるわけございま
す。その集団送還が、比較的最近に
おきましては順調に行なわれておるわ
けでございます。昭和三十八年度の
収容実績では、結局平均百八十二人
になつたわけでございます。予算査定
の場合におきましては、一時的な変動も
ございまして、一応一日平均三百六
十人というところで予算定員を定められ
たわけでございますが、その後たまた
ま申しましたような事情によりまし
て、一日平均収容人員数が百八十二人
に減つたわけでございます。それから
また、最近の送還の実績を見まして、
昭和三十九年度における収容者のいろ
いろな変動等も考えまして、本年度
は一日平均二百二十人に予想されたわ
けでございます。昨年度は平均三百六
十人に対しまして、本年度は一日平均
二百二十人の収容平均数というものが
一応想定されて、このような収容
人員の減少によりまして、入国警備官
が十一名、一般職員、事務職員を合
わせて十三名、計二十四名の減員と
いうことに相なりましたわけございま
す。しかし、減員されます二十四
名につきましては、もちろん配置転換
その他の措置を講じまして、本人の意
向も十分考慮した上で、減員になりま
して、それぞれの配置転換等により
まして収容できる予定でございまして
で、実際上は、きわめて多数の減員の

ごとく見えるのでございましてすけれど
も、そういう意味で大村収容所につ
きましては、二十四名の定員減を認め
ざるを得なかつた次第でございまして。
ただし、他面羽田の入国者の飛躍的
な増加に伴う増員、それから後ほど御
説明いたしますけれども、新しく三方
所の港出張所を新設する、そのために
定員増が五名ございまして、また一般
的に申し上げまして、資格審査業務が
累年激増しておりますので、これに対
処いたしますために入国審査官の六名
の増員、それから舟艇二隻新造に対す
る要員といたしまして警備官の六名の
増員がございまして、増員分を合
せまして、二十九名に相なるわけござ
いまして。大村収容所の定員減と差し
引きまして、純増が五名という結果に
なつてゐる次第でございまして。

○山内委員 よくわかりました。そこ
でこの五百八十六名の増員を、いただ
きました資料に基づいてずつとながめ
てみると、最初に申し上げたような、
私どもの立場から見ると、この辺のほ
ろをむしろふやしたほうがいいんじや
ないか、この辺はもう少し少い方が
いいんじやないか、いろいろ考え方が
出るわけですが、特にこの中で私ちよ
つとふしぎに思ふのは、最近非行少年
の問題が社会問題になつてたいへんな
ことになつてきておるわけですが、そ
こでは徳安委員長が会長をしておら
れます中央青少年問題協議会の発行さ
れます本を実は見せてもらひまし
た。その内容を見てますます驚いてお
るのですが、そこでいま思ひ出して私
お尋ねしたいことは、よほど前ですけ
れども、ある用がありまして少年鑑別
所に参りました。ところが、この狭い

鑑別所の中に定員の倍近くも入つて
いて、重なり合つてゐる。そういうこ
とで、この所長さんに実情を聞いてみ
ましたら、もういつでもこうなんだ、ふ
やしてくれないんだ、そういうことで
非常に心配してゐるのですが、こうい
うことから、せつかく鑑別所に入れて
も、十分な調査もしないうちにどん
どん出してしまふ、新しい者が入つて
くる、そういうことで、鑑別所の実効
というものはこれではあがらないとい
う判定を、私実はしておつたのです。
ところが、今回の提案では、わずかに十
名の増です。法務技官十名の増という
ことで、これは全国にどういふふう
に割り当てられるかわかりませんけれ
ども、まあ焼け石に水ではないかと思
うのですが、そういうことで問題にな
つてくる非行少年といふもののあなた
の方策、そういうものの、この定員増
の中から出てこないわけなんです。
そして公安調査庁のほうばかりが不
に出きておる、そういう印象を強く
するのですが、この詳しい御説明は要
りませんけれども、この非行少年の方
策について、あなた方はどうお考え
になつておるのか、概念的というか、包
括的に……。

○賀屋国務大臣 これは御指摘のよう
に非常に足りないと思ひます。非行少
年に対しましてどういふ対策をとるか
という点につきましては、正直に申し
まして、この予算を編成する——いま
より実は半年も、もつと前のことで
す、ますますその必要をわれわれは感
じておられます、その必要のうちで、
いろいろな面がございまして、非行青
少年に対しまして、非常に素朴と申し
ますか、どれも同じような少年だ、人

間だ、どうしたらこれをよくできるか
という考え方も、もつと科学的に
その精神状態、精神の機能、性格、傾
向、こういうものに對しまして、私は
しろろとでこばと適当でないかもわ
かりませんが、もつと病理学的、科学
的の検討を加えて、収容所内における
処遇のしかた、また外における保護観
察のしかた、こういうものが、いま飛
躍的の進歩を見なければならぬ事態だ
らうと痛切に感じてゐる次第でござい
ます。そういう意味におきましては、
御指摘のように、こういう増員ではと
うていいけませんので、今後なるべく
早い機会にほんとうに充実したい。こ
ういふ面が大事でございまして。一つは
実は充実しようと思つても、人がな
い。こういう方面を専門にやります人
の養成といふものが十分できておりま
せんので、急遽増員しようと思ひまし
ても、これはあらゆる——こういう犯
罪ばかりじゃございせん、精神病、精
神病者すべての施設、またこれに對す
る対策としては、ここにこの方面の技
術者と申しますか、お医者さんが足り
ないわけでございます。基本にはそう
いふ点を考えまして、今後努力してま
いりたい、かように存じます。

○山内委員 保護観察官の定員の問題
もさることですが、これを補うために
保護司といふものを委嘱して、民間の
好意のある方々にいろいろ仕事をし
てもらつておるわけですが、その内容
を聞いてみますと、あなた方も少しこ
の保護司といふもののめんどろを見てや
らなければ、何も実効があがらぬと思
う。ほとんど無報酬でやつてゐる。何
か一件調査すると三百円かの日当がつ
くそうですが、こういうことでは、も

う、隠居さんの隠居仕事以外に、ほんとうにまじめになって青少年を保護してやりたいという人たちがやれない。しかも、聞いてみると、これはさっきの統計だかに出ておりましたけれども、保護司の平均年齢五十二歳ということが出てゐる。十五や十六の小さな子供を保護する人たちが、五十二歳のお年寄りで、何が理解でき、何が適切な指導ができますか。もう教育は古い戦争前の教育を受けた、そういう環境の人を、困るからということで一、三百円くらいの日当で雇ひ入れて、そういう青少年の保護をするのだ。名前は保護といったような実態をつくっておるけれども、実質は魂も何も入らない。りっぱな保護ができるわけではないと思いますが、この点についてどういうお考えを持っておりますか。

○賀屋国務大臣　保護司というものの、日本のすべていろいろな社会事業的のこるいうものにつぎまして、われわれ明治のころから考えますと、篤志家が篤志でもって無報酬でやるというスタートをとっております。またそこに非常な妙味がございまして、ほんとうに社会の経験を積み、また徳望のある人によつてもらう。これは月給で雇つた人にはできない長所もございます。また、専門に俸給を出して、職業的の公務員のみでこれができるものでもないし、またそれには短所がございます。こういう民間の篤志家と申しますか、そういう人々にやつてもらふのがふさわしい部面があると思います。一番いいのは民生委員、保護司であると思ひます。こういう考え方がございましたが、だんだん世の中も進みまして、そ

ういゝ篤志家が身銭を切つてやるのだ
という状態ではない。それは全く
そういう気持ちでやつてもらうのでござ
いますけれども、そんなに経済的に
犠牲ばかり払わせて、たとえば円タク
に乗つていく円タク代も自腹を切る、
場合によつては自分が受け持つておる
者を自宅に呼んで、菓子の一つもごち

そうして話をする。それをもすべて身銭を切つてやらなければならぬという状態では、非常に時勢にそぐわない。生活全体をささえるための報酬をとつてやる専門的の職業公務員のほかに、いまの保護司的存在というものは、世の中としては一つの大事な方である、かように考えておるのでございます。年齢の点のお話がございましたが、若い者は若い者でなければ気持ちがわからぬ、と同時に、また若い者では補導のできない面もあります。保護司の受け持つておる者には、いろいろ年齢の違ひ者もございまして、私ども年齢構成が特になんだとは思いませんし、またいまの保護司がちつとも役に立たないとは思わない。われわれが知っております方面でも、非常に効果をあげ、まじめに活動しておられる方もございますが、お話のように、手当て申しますか、これがたいへん少な過ぎるということは、私はまことに御同感であります。これはこういうことを思いつきを申し上げるにすぎませんが、去年増しまして三百二十円になったのですが、まずまず千円くらい出してやるのだという気持ちがおつたのです。いろいろ折衝しましたが、去年も増したのだからといって、やつと八十円増して四百円にいたしました、これではほんとうに不十分だと思つておりま

す。全く専門的の職業的の公務員ではないのですけれども、それにしても、もう少し手当はこの時勢の移り変わり、進運に伴いまして増したいと思つて、決して現在で満足しておるわけではございません。これについては、皆さんから御声援もいただきたいと思うのです。

○山内委員 この問題についてもいろいろ見解もありますが、先を急ぎまして、今度御提案の中に、名古屋の刑務所と福岡の刑務所を移転されるわけですが、その中でこの資料を見せていただきますとちよつと気がついたのですが、今度名古屋の刑務所のほりは、敷地が約四倍くらいにふえまして、建物も約五割くらい大きくなった。収容人員も四千四十二名多くなる。そこで福岡の新設を見ますと、どうも名古屋のほうの一人当たりのといひますか、収容人員です、ね、名古屋と非常に差があるわけです。建物についてもしかり。そういうことで、一体刑務所を建てる場合に、収容人員に対する一人当たりの敷地とか、建坪の基準というのがあるのかどうか、そういうことを若干疑義を持ったのですが、ありましたら、その内容をお示しいただきたいと思ひます。

○大澤政府委員 ただいま御質問のございました刑務所の規格でございますが、われわれといたしまして基準をつくっておりますのは、各受刑者の入ります居房と申しますか、部屋の一人当たりの坪数、あるいはそれに伴います設備についての基準でございます。刑務所全体といたしました場合に、必ずしも各刑務所が同一ではないのでございます。われわれのただいま行なつて

おります矯正の運営におきまして、最も効果的であり、また経済的であるべ

きたという観点から、それらの受刑者を、その性格、性情、あるいは罪質その他の等から類別いたしまして、ある者は重警備刑務所、ある者は順次軽度の開放的な刑務所というふうな形で処遇をいたしますので、各刑務所につきましても、あるところは独居房のみを——のみということとは不可能でございますが、独居房を非常にたくさん、あるところは雑居房を多くするというようなことにいたしますと、一人当たりの坪数というものが非常に違ってくるわけであります。それからまた、ただいま申し上げました処遇のうちで、開放的なものは付属の農場に出して農耕作業等を行なわしめるというようなことで、付属敷地等の必要となつてまいることもあるわけであります。また、分類のために、その施設に付近の施設から集禁いたしまして、いろいろ性格調査をするというふうな設備も設けますので、各刑務所の個々につきましては、いずれも違つておるのであります。一がいに一人について何坪という基準は不可能でございます。さうな意味合いで、名古屋、福岡等につきましても、それぞれ変わつていっておるわけでございます。個々についてのこまかい、何がどういうわけで、何が広くなつてゐるということとは、ちよつと資料を持ち合わせませんが、さうな意味合いで、特殊性を持たせますために違つてくるわけであります。

○山内委員　敷地については、だいぶ広い敷地ですから、これは畑をやらせたり、自給自足という点はあると思ふ

のですが、これについての基準はない
ものですか。

○大澤政府委員 名古屋刑務所が非常に広大な敷地を持つてゐるのが、お目にとまつたかと思つてございます。元來、この名古屋刑務所の持つております敷地は、終戦前後を通じて非常に食糧難の時代がございました。名古屋刑務所としまして、郊外の、今度新設地となりました三好に、荒蕪地をもらひまして、それを開墾して農場として使つておつたわけでございますが、今回の移転にあたりまして、たまたまその敷地がございましたので、それを利用したわけでございます。福岡のほうは、御承知のように市街の中心地になりまして、他に敷地を求めなければならぬといふので、最小限度この程度必要といふところで求めましたために、かようなふうにな古屋と福岡との敷地面積が、非常に違つてきてゐるわけでございます。名古屋の広い分につきましては、やはりそれ相應に農耕地等に活用していきたい、かように考えておる次第であります。

○山内委員 何せ名古屋は十五万五千坪、片方は五万四千坪ですから、非常に違いますね。

では、時間も切迫しておりますので、最後に一つだけお伺ひしておきたいと思ひます。入国管理事務所の、横浜に新設されてゐるはずの、あすこなんですが、これは前に二年間問題になりまして、そしてこの前の国会で予算も組み、建築にもかかり、もうでき上がつておるはずに私は思つておるのですが、いまだうなつておるのですか。その点をお聞かせいただきたい。

○住吉説明員 お尋ねの横浜の入国者収容所でございますが、昨年の五月二十二日に着工いたしました、昨年末に竣工いたしました。現在すでに開所しております。業務を開始しております。

○山内委員 私の質問は終わります。

○徳安委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 法務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明書を見てみますと、この中で法務省の性格的なものはつきり出ていると思うのであります。大体検察庁であるとか、公安調査庁であるとか、一つの国家権力の暴力的な措置機構を拡充するという部分と、それから刑余者等のいわゆる矯正、あるいは登記事務等によりますサービス行政というよりな部分と、二面的な性格を持つて、今回も二つの点から提案がされていっていると思うのであります。この提案の趣旨、あるいは今日まで田口、山内両委員に対する大臣の答弁を聞いておきますと、たとえば法務省の人員等の増加は、これからなおやらなければならぬのだというよりな説明がされているようであります。しかしながら、今回のこれらの増員五百八十六名獲得の中で、賀屋法務大臣が一番の力点を置かれたのは公安調査庁の二百名の増員で、他のものは、これが通らなければならぬ、いってもよろしいのだという気がまあで交渉をされたやに承っておりますのであります。一体今回の提案をされた中で、何を強化しようとお考えになつておられるのか、その点をまず第一に明らかにしていただきたいと思うのであります。

重点を置きまして要求をし、大蔵省とも折衝をいたしまして、案をつくりました次第でございます。

○村山(喜)委員 いまの答弁は、だんだんに明らかにしてまいりたいと思うのであります。この五百八十六名を増員することによってどれだけの行政効果を期待をし、そしてこの増員をすることによって国民の負担にどういふふうになつておられるのか。この増員の理由書、これらの内容の説明を見てまいりますと、少年院の教化活動の充実であるとか、あるいは登記事務の増加に対処するとか、そういうよりなばく然たる説明であります。

〔委員長退席、内藤委員長代理着席〕

とするならば、これだけの人員をふやすことによつて、いわゆる法務省の法的行政的な機能という面から見た面で、どのようなサービスが国民には期待ができるのか。さらにまた、この一面権力機構によるところの拡充によりまして、どれだけの国家の安全性が保障されるのか。こういう問題につきましまして、そこに何らかの科学的な目標なり数値というものが示されなければならぬと思うのです。そういうような点から御説明を願いたいと思ひますが、すべての問題について大臣から答弁をするというよりは、非常に困難性もございましょうから、そこは各担当の局長あたりでけっこうでございますので、ひとつ説明を願いたい。

○賀屋国務大臣 御質問にありましたように、各担当のほうからお答えを申し上げたいと思ひます。

ただ一つ申し上げておきたいのは、どのくらいの効果をあげるかということとでございますが、行政のこととでございますから、数量等をあげまして、限度、程度をあげまして、具体的にお答え申し上げるのは、非常に困難な面も多いかと思ひます。同じ行政にいたしましても、現業庁のように、郵便あるいは公共企業体、電信電話でございますとか、あるいは専売公社におきましては、たばこの製造をいたしますとか、鉄道等におきまして、鉄道の建設あるいは列車の増発、スピード、こういう問題に關しましては、相当具体的に申し上げられますけれども、行政部門に關しましては、そういうふうにはつきり申し上げかねる点もあるかと存じます。申し上げられるだけ、各担当のほうより御説明を申し上げたいと思ひます。

○平賀政府委員 まず、法務局の關係の二百三名の増員について例示的に申し上げたいと思ひます。

先ほどもお答えいたしましたように、法務局の、特に登記事務は年々増加の傾向にございまして、いまから十一年前に比べますと、約五倍以上に増加しておられるのが現状でございます。現在におきましては、なお毎年増加いたしております。私どももいたしましては、登記事務というものが非常に判断を要する仕事でございます。關係で、職員一人当たりの一日の適正処理件数というものを基礎にいたしまして、必要人員を数字的に算出するわけでございます。それを基礎にいたしまして、増員の要求もしておるわけでございます。具体的なことは、人員の不足というものが登記の事件処理の遅延

になつてあらわれてくるわけでございます。地方のあまり事件数の多くないところでは、その影響はないわけでございますけれども、大きい都市なんかにおきましては、人員の不足というものが登記事務の処理の遅延となつてきめんにあらわれてくるのでございします。不動産登記、商業登記なんかもそうです。登記制度のたてまえていたしましては、登記の申請が出ますと、その日のうちに登記が済むというものが、本来のたてまえでございします。しかし、午後おそくなりまして登記の申請があるということもございします。そのうちで、文字どおり即日処理、その日のうちに処理できないやむを得ない事情もあるわけでございます。しかし、理想を申し上げますと、その日の午前中に登記の申請が出ますと、午後には処理が終わる、午後に出れば翌日の午前中までには処理が終わるというものが、理想なのでございます。ところが、事件数の多いところにおきましては、それが二日かかり、三日かかり、四日かかる。場合によりましては、一週間、あるいはそれ以上かかるという登記所が実は少なくないのでございします。人員の不足は、こういうところにあらわれてくるわけでございます。人員を現状のままに放置いたしておりますと、ますます遅延の状況が激化していきつて、この情勢にあるわけでございます。そういう關係で、これは一昨年百名、昨年二百名、本年度さらに二百名、こういう増員が行なわれることによりまして、さらに登記事務がより以上に遅延をするというのを防止する、そういう効果があると思ひます。そのために、私どももいたしまして

は、現在でもなお遅延をしておるという現状でございます。人員増だけではなしに、先ほど申し上げましたように、制度自体の合理化、それから事務機械なども導入いたしまして、さらに処理の遅延を取り戻す、迅速に処理できるようにいたしたいというのが、私どもの考えでございます。

○竹内(憲)政府委員 検察庁の關係につきまして、お答えを申し上げます。検察庁としましては、九十一名の増員をお願いいたしておるのでございします。検察も行政の仕事の一環でございますが、行政効果を効率的に実施するといふことは、当然なことでございます。この点は常に頭に置いて増員計画も立てておる次第でございます。が、何と申しまして、裁判、検察といふ事務は、同じ行政——特に検察は、行政でございますけれども、他の一般の行政事務とやや趣を異にいたしまして、人数で仕事を割つてはじき出して事を処理するといふ性質のものではないと思ひます。検察の仕事は、御承知のとおり、申すならば一つ一つの仕事を非常にたねねんにやつていくべき性質の仕事だと思ひます。したがって、非常に人数が多くなればよく、同時に、絶対数が少なければよくないといふ性質のもので、これをまた明らかでございます。その策定にあたりましては、非常に苦心を要するところでございます。が、今回の増員計画におきましては、二つの点を考えたのでございします。

一つは、裁判所の公判審理に協力をいたしまして、審理を促進していくというねらいでございます。そのため

に、わずかでございませうけれども、検査官並びに検査事務官の増員をお願いしておるのではありません。公判が遅延しておるというところは、ひとしく世上指摘せられておる点でございまして、そのことが、ひいては裁判の威信にも関する問題となつておるのでございませうが、この責任は、ひとり検査官だけのものではございませうが、検査官もまた、当事者の一人として責任の一端を負わなければならないのでございませうが、現状を見ますと、検査官は、公判立ち会いだけをいたしておるのではございませうで、捜査と公判立ち会い、その他刑の執行等の、多岐な仕事をいたしておられます。そこで、公判にできるだけの精力を集中して、効果的な運用をはかりつつあるのでございませうが、それにいたしまして、公判専従の検査官の数が足りませんので、裁判所の部に対応して検査官の専従の者をつくらせていくという多年の計画の一端をいたしまして、本年も相当数の検査官、検査事務官の増員を要求したのでございませうけれども、話し合いの結果、検査官五名、検査事務官五名でございませうか、程度にとどめた次第でございませう。

それからもう一つの重点は、交通事故犯に対する取り扱いでございませう。この交通事故は、御承知のとおり近年非常に多くなつておまして、数的に申し上げますと、昭和二十三年に道交法が施行されたのでございませうが、この二十三年を基礎にして比較いたしますと、昭和三十五年が二十三年の十七倍の受理人員でございまして、翌年の三十六年には二十倍、三十七年には二十九倍、三十八年には三十倍とい

う数字でございませう。三十九年はおそろくもつと上回るのでございまして、人員から申しますと、六百四十万人にわたると思われるのでございませう。しかし、これは受理人員でございまして、受理をいたしましたものを取り調べ、あるものは裁判所に回す、あるものは住居地に移送する。またそれに伴う罰金の徴収等の事務があるのでございまして、一件の事件が数件にまたがって取り扱わなければならない、こういうような実情でございまして、これをそういう事務の面から換算をいたしますと、約一千万という数字が、私どもの頭に浮かんでくるのでございませう。このような事件の処理のしかたを見ておられますと、墨田の裁判所をこらうにただいてもわかりませんが、はたしてこれが裁判であろうかという状況がよく人から指摘されるのでございませう。これではいかぬ。やはり裁判であります以上は、裁判としての権威もなければならぬし、効果もなければならぬのでございませうが、かように事件が多くなつてまいりますと、抜本的な対策も考えなければならぬと、とありあらず事件が多いからといって、処理が非常におくれてしまう。ことに検査官の面において事件が滞滞する、こういうようなことになりましては、裁判の威信の以前の問題として、事件処理としてまことにゆゆしい問題でございませう。そこで、これも年々増員をお願いをいたしてまいつたのでございませうけれども、本年におきましては、交通警察官の大増員とのにらみ合いもございまして、その数字から逆算をいたしてまいりますと、もっと大きな五百名に近い要求をしなければならぬのでござい

ますけれども、実際の数字をまた見ますと、昨年に比べて非常に増えたと、増加ということも認められない現状にかんがみまして、まずは八十一名という程度にとどめた次第でございませう。かように考えてみますと、これが非常に積極的に効果的にこの増員が役立っていくというふうには、私は決して思いませんが、消極的に、少なくとも国家機関の活動といたしまして、これでは見ておれぬというふうなことに考へておる次第でございまして、何となく御承認を賜わりますと、実現をさしていただきたい、かように考えておる次第でございませう。

○大澤政府委員 矯正局関係につきましては、御説明申し上げたいと思ひます。

矯正局関係につきましては、少年院の教官五十名、少年鑑別所の鑑別技官十名の増員をお願いしておるわけでございませう。

まず、少年院につきましては、最近におきます少年院の使命にかんがみまして、少年の積極的な教育という面に力を注いでまいりまして、少年の年齢、あるいはその者の性格、あるいはその者の将来における更生の必要性というふうな点から考えまして、また低年齢で学校教育も終わつていないというふうな少年には、学校教育に重点を置く、少年院に集めて、それを教育をする。また、将来職務につかなければならぬという子供に對しましては、その者の適性検査等によりまして、労働省にありまます職業訓練と同じ程度の職業訓練施設を数カ所の少年院に設置しまして、その少年をそこで一カ年の職

業訓練方式における職業訓練を実施せしめて、正規の技術を授けようというふうな、それぞれの少年の適性あるいは必要性に応じて、その処遇を充実することにとつてまいつたのでございませう。ところが、さうな結果、少年院のさうな指導教官の勤務が非常に過重になりまして、通常昼夜勤務のあとには非番になるべきものが、非番が月に一回くらいはとれない。また、日曜、休日におきます体育等の日曜行事を充実したために、日曜、休日ともそれなりの者も出てくるというふうな結果になつてまいりました。そこでわれわれとしましては、まずその単位を四十名ないし五十名、処遇の困難あるいは教育の効果というふうなことを勘案しまして、五十名ないし四十名のクラス分けをいたしました。それに四名の指導教官を専任せしめて、それが交代で昼夜勤務、非番、日勤、日勤という勤務状態で勤務していきまますと、職員におきましても、非番がとれ、また日曜も休日もとれるということになりますので、少年院の処遇効果を強めるために、職員の過重勤務におちいることを避けるために、員数を計算いたしました。教務課教官五十名の補充を得られればこの体制がとれるという結論に達しまして、五十名の人員を要求いたしました次第でございませう。これによりまして、過去、過重勤務をいたしておりました職員につきましても、いわゆる非番解消、週休制の確立ということがはかれる。そして少年の教育効果があるという面から、増員をお願いしておる次第でございませう。

次に、少年鑑別所につきましては、鑑別技官十名の増員をお願いするわけでございませうが、先ほど御質問がございましたように、ある鑑別所では定員の二倍も入つておるじゃないか、これはいつのときの御調査かつまひらかにいたしませんでしたが、大体少年鑑別所の定員は、全国的に見まして、やや定員よりも現員は少ない。また、この少年犯罪というものが、何と申しますか、非常に地域に偏在してまいりまして、東京、大阪等の大都市に急増いたしました。これらの地域におきましては、二倍とは申しませんが、定員の割増かなりの収容を余儀なくされるとも、固々あるわけでありませう。現在、東京鑑別所では定員以下でございませうが、ある時期に一斉の取り締まり等が行なわれまして場合に、一時的にふえるというふうなこともございませうが、全国的に見まして、地域的に偏在いたしました。少年鑑別所の技官の勤務負担というものは、非常にどこどこでできてきたわけでありませう。ある地域では、一日四人しかおらぬというふうな鑑別所もございませう。ところが、あるところでは、定員をオーバーして非常に大勢の子供をかかえておるといふところもございまして、全国的に見まして、ある鑑別所では非常に精密な検査もできるが、あるところではいわゆる簡易鑑別に終わらざるを得ないというふうな結果になりまして、鑑別に要する時間と一人精密検査をいたしますと、大体われわれの調査では二十二時間四十分かかるわけでございませう。それを鑑別の必要な部分だけにとどめてやりますと、七時間三十二分というふうなことで、いろいろな事件数、

あるいはその事件の精密な検査を要するもの、あるいは簡易鑑別で間に合うものを勘案いたしまして、全国平均をとってまいりまして、われわれがここで十名を増員していただければ、それを東京、大阪、横浜等の非常に繁忙な地域に配置すれば、大体全国的な平均がとれるというところで、十名の増員をお願いしたわけでございます。

以上が概略の御説明であります。

○武内政府委員 保護局におきましては、保護観察官二十二名の増員をお願いいたしております。この趣旨を申し上げますと、最近青少年犯罪都市集中化の傾向が顕著でありまして、ことに東京、大阪、名古屋というような大都市の青少年の保護観察の対象者の数が、ふえてきております。これに対しまして、保護観察官は、現在第一線の保護観察所に配置されております人員は、四百五十三名でございます。この人たちは、法律、社会学、教育学、心理学、精神医学、そういうふうな特殊な知識をわきまえていなければならぬので、増員をしようとしても、人的給源に非常に問題があるわけでございまして、現在の事務量は相当負担過重でございます。そのために、保護観察対象者と申しますと、家庭裁判所から保護処分を受けて来る者、少年院から仮退院で来る者、刑務所などから仮出獄で来る者、また普通の裁判所で保護観察付の執行猶予の言い渡しを受けて来る者、これらが対象者でございますが、保護観察を始めるにあたりましては、まず保護観察官が相手に面接しまして、十分家庭の状況、心身の状況、今後の生活設計を聞かなければなりません。現在の事務量では余裕が

ございせんので、以後に行なわれる保護観察の実施の上で十全を期していただくわけでありまして、ところで、大都市における青少年の保護観察対象者はふえておるのでございまして、この際、少なくとも比較的事件の多い東京、大阪、名古屋におきまして、青少年の保護観察対象者を対象といたしまして、当初二カ月間は保護観察官が直接相手のめんどろを見る、保護観察を実施いたしまして、その間に十分本人の動向を見まして、そうして保護観察方針を立てて、それから保護司の方々に、従来やっておりますようにケースの指導をお願いするようにつけていきたいと思います。こういうふうな保護観察への導入を強化する、インテーク・ワークの強化という点にあるのでございまして、そのために負担量を計算いたしまして、少なくともこの三大都市には、最小限二十二名を配置いたしたいものと思っております。

○富田政府委員 入国管理局関係の増員状況について、御説明申し上げます。

入国管理局といたしましては、先ほど局長の御説明がありましたように、大村関係が二十四名増員になりまして、その他が二十九名増員、差引五名の純増ということになっております。御承知のように、入国管理行政と申しますのは、内政と外交のいわば接点のようなものでございまして、入国の際の取り扱い適否というものが、国際問題にも発展いたしますし、また、その適否というものが、国民の利益、あるいは公安上にもいろいろ問題になってまいるといふ性質を持っているものでございまして、したがって、観光

政策と申しますか、短期で入つてきて日本のためにドルを落とすとしていただくというふうな入国者のためには極力便宜をお計らいし、気持ちよく入つていただく、こういう面の手当ても考えなければなりません。また、入国した後につけて活動していただく、資格外に観光客として入つてきた方に変なドルかせぎなどをやられては困りますから、その面のフォローもいたさなければなりません。そういうふうな入国を非常に合理化して、簡便にかつ気持ちよく入つていただくという面と、在留管理上の規制の面と、両方の要素があるわけでございまして、今回の増員の二十九名の内容は、羽田入管関係の入国審査官の増員が、十二名でございます。これは近年飛行機の発達によりまして、入国者の数は、年々飛躍的に増大しております。その関係で、お客さんの増加に伴って、羽田の十二名の手当てが最小限度必要である。それから各港にやはり出張所を置いてござい

ますが、今回は八戸、尼崎、坂出、こういう出入港の船舶の実績の多いところに対しましては、やはり出張所を置いて、その出入国事務、上陸事務の手当てをしなればならぬということとで、この三カ所に五名の入国審査官の増員が認められておるわけでござい

ます。それから入国してまいった方々の在留期間の更新でございまして、その他の在留審査業務も、入国者の増加に伴って非常にふえてまいってござい

ます。そのための入国審査官の増員が六名ということになっております。

また、舟艇要員、これは本来船舶の予算が認められれば人が認められるわけ

でございますが、従来認められておらなかったものを、本年度につきましては二隻について三名ずつ舟艇要員が認められて、合計二十九名の増員であります。

大体以上が入国管理局関係の増員の内容でございます。

○津田政府委員 最後に、内部部局関係の最後のものとしていたしまして、大臣官房に五人の法務技官を増員する。これにつきましては、職員に厚生に関する業務の充実強化をはかりますため、診療所関係の職員、すなわち薬剤師一名、看護婦四名を増員する、こういうことでございまして。

「内藤委員長代理退席、委員長着席」

○宮下政府委員 公安調査庁関係で、公安調査官二百名の増員理由につきましては、昨日来詳細に申し上げましたので、御了解いただかと思いましたが、一言つけ加えますと、昨日も申し上げましたように、公安調査庁が調査対象とした左翼関係団体の組織が次第に増加してまいってお

ります。まず、なおその非公然化の傾向が強くあらわれておりますので、従来の公安調査庁の努力にもかかわらず、だんだんに組織の面におきまして、活動の面におきまして、解明できない、わからない面がふえてきていますのでございまして。右翼関係におきましては、御承知のように、従来の右翼関係団体のほかに、いろいろ新しい右翼団体が出てまいりまして、それらの影響を受けました思慮分別が十分でございませぬ若し連中が、突発的に暴力行為に出るわけでございまして、これらにつきましても、なかなか把握できない状況になってきております。私ども

といたしましては、従来のわかつておる状況、解明度というものを、それからこの点まではやはり知っておかないといけないぞということをいろいろ内部で計算をいたしまして、右のほうと左のほうとお願ひいたしておるような増員の人数を計上しておるわけでござい

ます。

御承知のように、カナダあるいはイギリス等におきましては、共産党員の数も日本よりずっと少ないのではあります。その国内における共産党員の組織あるいは活動等が、詳細に逐一わかつておるのであります。したがって、いまし

て、その前提の上に立つて御承知のような安定した政党政治、民主主義が發展しつつあると考へます。私もこの組織、活動というものが、やはりある程度把握できるということではなれば、公安調査庁の使命が達せられないものという考へ方を持ちまして、もちろん何でもかんでもということではございせんが、計上いたしました二百人の増員を合わせて千七百十人の調査官になります。これを十分に訓練をいたしまして優秀な調査官に仕立て上げまして、これで国家の御期待に沿いたいというふうに考へておるわけでござい

ます。

○村山(喜)委員 ただいま各担当の局長、責任者からいろいろお伺いをいたしましたので、大体その必要性についてはわかつてまいりましたが、問題は、今回重点を置かれたといわれる公安調査庁の二百名の増員に関連をいたしまして、現在、同じような使命を持ちながら活躍をしているそれぞれ

の行政機関があるわけでありました。たとえば警察庁がやっている仕事の内容、それから内閣調査室は、これは内閣情報部の収集、調査ということをやっているようではありますが、これらの内容的な問題をつぶさに答弁してまいり

体、これらの多くのものについて、それぞれ情報収集活動を行なっておるというふうに聞いているのであります。が、それは事実であるのかどうかということをまず明らかにしていただかないのであります。

○後藤田政府委員 御承知のとおり

理府の警察庁なり、あるいは法務省の公安調査庁なり、これらの三つの機関は、任務的には一元化されているにもかかわらず、これがそれぞれの行政の機能を果たしているというかつこうのものが見受けられると思うのであります。

に、警察は、公共の安全と秩序を保持する、こいう責務が課せられておるわけでございます。その責務を達成するための一つの態様として、警備警察の分野で各種の情報活動をいたしております。その情報活動の対象でござ

すが、ここで警察庁の警備局長がお見えになっていると思いますので、お尋ねをいたしておきたいと思えますのは、この公安維持の名前におきまして情報の収集をおやりになっていらっしゃることはお認めになると思うので

ざいますが、対象は、やはり責務の点から考えておのずから制約があるわけでございます。私ども現在の段階では、国際共産主義運動の日本への働きかけ、日本共産党の国内における各種の動向、あるいは朝鮮総連の動向、こ

ありますが、その調査の対象団体というものは、われわれが知るところでは、共産党は言うに及ばず、社会党等もその対象の中にあげている。さらに労働組合、民青、原水協、あるいは全学連、社青同、憲法擁護国民連合、こ

ういったもの、また右翼団体についても、それぞれ暴力主義的なものがございますが、そういったものの動向、こういうものは、すべて情報活動の対象として調べておるのでございます。で、御質問の中に、各種の民主団体を

ういろいろな民主団体も、その調査対象に入れ、さらにまた日中友好協会であるとか、あるいは日ソ協会という友好団体も調査の対象、あるいはそのほか、母親大会であるとか、主婦連であるとか、婦団連であるとかという婦人

調査しておるのではないか、こういうお話でございましたが、それらの民主団体につきましては、ただいま申しました国際共産主義運動の働きかけがどのようになっているか、あるいはまた日本共産党のそれらの団体の中にお

団体、さらにまた地域職場の文化、演劇、音楽、映画のそういうサークル活動、これらのものや、あるいは共産圏諸国との貿易商社関係、さらに進歩的な出版社、印刷所関係、さらにまた、朝鮮総連や華僑総会、または共産

ける浸透状況がどのようになっているか、こゝいう観点で、それに必要な限度について情報活動をして、おるのが、現在の実情でございます。

○村山(警委員) そろいいたしますと、大臣、いま警察の行なっております

圈の在日大使館等に入出入りする人物、
そのほかまあこれらの在日外国人団

す公共の安全と秩序を保持するという
立場からやっております警備活動、こ

の内容と、法務省の公安調査庁でやっている内容との間には、違いがありますか。いまの説明を聞いてまいりますと、同じことをやっておる、こんなふうな受け取っても差しつかえのないのではないかと思います、大臣、

その点はいかがでございましょうか。

○賀屋國務大臣 同じことで、違っております。警察は、公安秩序の維持、犯罪の予防と摘発の任務を負っておりますのでございます。それですから、犯罪が起こりそうなのは、いわゆる破壊活動、暴力による破壊活動はもちろんです。

ん、その以外のものでも、みなこれをやらなければならぬ。そのためには、起こるもとの状況の調査ということに当然必要なことでございまして、その限度に進んでおります。公安調査庁は、もっぱら破防法に規定があります

この目的で進んでおる。具體的の調へる事柄が、両方が同じことを調べる、これはもちろんごいまいしょうが、おのずから公の、一口に言えば公共の安全の維持だ、国の秩序の維持だと申しまして、そこでねらいと角度に相当

の相違がございます。これはまあたまたまを申し上げてはおそれ入りますが、たとえば経済企画庁と通産省があります。農林省があります。運輸省がございます。同じものを扱っておる。結局経済企画をいたしますためには、運輸

であり、生産の手段であり、貿易であり、いろいろなそういうことでございまして、すから、物価にしましても、通産省が、いろいろ考え、発言する場合もあり、調査もいたします。むしろ経済企画庁もいたします。そういうふうに、申し

上げれば、破壊活動の面におきましては、まあことは不適当ですが、いわ

ば基本的調査は公安調査庁がしましょ
が、一々の犯罪の予防、検挙という面
は、これは公安調査庁は、協力はできそ
うかもしれませんが、ことに検挙などに
は協力はとうていできない。そういう
ふうに、同じ対象であるのでありませ

が、おのずからその活動の目的、分限

が違ひ、機能が違ふ。それは別の角度で申し上げれば、生産活動、企業のみり方、産業構造、これは通産省のものだが、しかし、経済企画、全面的な企画の必要があるというような面から見ますと、経済企画庁のもの。破壊活動

におきましたは、基本的の傾向そのものをつかむためには、公安調査庁が主になりましょう。しかし、これは御承知のように、個々の人を調べると申しまして、個々の人を調べる必要の意味からしても、団体を調べる必要の意味からいくので、この人がどういう犯罪を犯

すおそれがあるか、そういう問題が主ではないのであります。同じ人、同じ活動が対象にはなりませんけれども、全体の秩序維持に必要な情報を得る意味からいきましましたならば、おのずからそこにニュアンス、目的の違いがあ

る、かように考えておる次第でございます。

○村山(喜)委員　もちろん破壊活動防止法にいう被疑者団体を対象にして調査を進めるのが、公安調査庁の任務であります。しかしながら、われわれ

れ国民の側からいえば、同じような職務内容を持ち、同じようなことをやっている、そういう内容的なものを考えた場合には、これは国民の基本的な人権との関係もあり、行政の効率という点からも考えなくちゃならない。そして

てそれは一元化した場合に、一体どう
いうような不都合が起こるのかという

問題も考えなければならぬ。今度百名増員をいたしまして二千十五名かないわけでしょう。これらの二千五名の職員のうち、いわゆる公安職職員というものは千六百五十五人、これが全国的にわたって調査活動を進

る場合には、やはり警察のところに王

足がないからといって、いろいろと警備担当の係官から情報入手する。それに基づいて動かなければならない。私のところは鹿児島県ですが、鹿児島県は、十名くらいしかないと思う。そういうような状況の中で、一体目標

をつかむことができるのかどうか。私も宮下次長から「内外情勢の回顧と展望」というような本や、「日本共産党の現状」、さらに「第八回党大会以後の日本の基本的動向について」というような資料をいただきました。なるほどよ

く謂へてあります。謂へてはあります
が、そういうような内容は、現在の警
察行政の中でできないのかどうか。わ
れわれは、警察行政のあり方、そうい
うような警備活動というものがはたし
て警察本来の任務であるかどうかとい

うことについては、多少疑問を持つておられます。これらについては意見を保持してはありますが、現に警察庁があり、公安調査庁があり、法律は違つていても、やつていること、なしていることはほとんど同じじゃないか。しか

も主たる限界線というものがあるといふことを警備局長は答えておる。これは国際共産主義運動の立場から見て、共産党がこれらの民主団体にとのように入浸透しているかという時点から調査を進めているのだということです。そ

してその内容は、共産党であるとか、朝鮮総連であるとか、いわゆる共産党

いるいわゆる警備活動が、これは本来警察がやるべき任務ではなくて、公安調査庁のようない、こういう団体が——やはりねらいは共産党であり、共産党のシンパグループでありますから、あるいは右翼団体でございますけれども、団体的な組織としてのこういう活動形態を調べるのは、公安調査庁が当たるべき

だ。そして警察行政というものは、これはあくまでも治安の維持という立場から、刑法を主体に適用をしていく刑事活動、これが中心でなければならぬんだという基本的な考え方をお持ちになった上での発言であるのかどうか、

その点も明らかにしていただきたい。

○賀屋国務大臣 私は、大体そのとおりでございますが、そのとおりと言うと、ちょっと誤解を招くと思います。たとえば、物価の問題でも、経済企画庁は物価を扱います、通産省は産

業行政をやればいいんだ、物価は考えなくてもいいという考えではいけないのです。それから警察は、犯罪の捜査をするためには、関係事情というものを知らなければなりません。その関係事情を知るために、必要な限度で調べ

ということとは、当然でございます。具体的な調査の対象になる人は、それは誤解のないように申し上げておきますが、あくまでも公安調査庁の目的は団体でございます。団体の行動や組織の運行を知るためには、人を置いて調

査しなければなりません。そこは行き過ぎかといいますと、私は、その必要な限度では行き過ぎじゃない。それと同じように、基本的に破壊団体のいろいろな動向は、公安調査庁では調べますけれども、現実にそういう団体が何

をするか、非常なデモ行進をする、そ

の陰で、ほんとうにこれが平穩に正しく行なわれるかどうかというのを調べるためには、それを企画している団体及びその内部の人について、警察が相当に調べられる必要があるのじゃないか。公安調査庁からもらった資料以外に何もできないということでは、実際動けないと思う。それですから、大體趣旨はお述べになったとおりですが、具体的調査が相当に交錯するものがあるということは、やむを得ぬし、また必要であると私は考えるのであります。

○村山(喜)委員 やむを得ないということとはわかるのです。必要であるということとは、交錯する問題があるということとはこれは必要であるという説明では、わかりません。なぜかなければ、きのうからの説明を聞いておきますと、

具体的な個人、団体の調査活動を公安調査庁としては行なっている。だから、組織の中の人の協力を得て資料を集めます、あるいは日共の調査は今後十分に行ないます、調査団体以外は調査対象といたしません、こういう説明でありますから、先ほど警察庁の警備局長の話を聞いておきますと、捜査には限界がありますと、やはり同じようなことを言っておるわけです。同じようなものが行政の必要上やむを得なくて交錯する場合はあっても、それはかりに認めることとしたとしても、そういうふうに交錯するものが必要であるという説明は、一体何でありますか。

○賀屋国務大臣 それは同じ人がやりましても、これは公安調査庁も、破壊活動をする団体の活動について調査する場合もございします。しかし同じようなことは、いま行なわれるいろいろの

運動等について、犯罪を起こすか起こさないか、こういう関係からも見る必要がありましよう。その場合に、必要限度と認められることによってやられることは、私は必要であると思う。見方が違ふし、そういうものは、たまに競合することはやむを得ないし、また競合するからといって何もしないのでは、警察の行政の任務は達せられないのじゃないか、そういう意味で必要であると申し上げたのであります。

○村山(喜)委員 この問題だけをここで大臣とやりとりをいたしておりましたも時間が足りませんので、この程度でおいて、またこれらの臨時行政調査会の一つの結論も出てまいりますから、そのときにわれわれの態度を明確にいたしてまいりたいと思うのであります。

内閣調査室、見えていきますか。——ことしの予算が四億九千八百六十四万四千円、これは情報の収集及び調査費ということで、情報の調査委託費というのが大部分であるようございします。四億五千八百九十九万八千円、これはたとえばわれわれもいたしておる内外情勢調査会の国際情報資料、こういうような外部の団体に国際情勢、国内情勢、これらの調査委託をしていくということであって、国家権力としての立場から、その権力保持の手段として、警察活動とかあるいは公安活動、こういうものはやっていないという立場をおとりになるのか。それとも、やはり警察庁なりあるいは公安調査庁と同じような、そういう諜報活動、情報の収集活動というものをやっておいていいのか。その点を明らかにしていただきたい。

○石岡説明員 お答え申し上げます。内閣調査室は、私から申し上げるまでもなく、内閣法に基づきまして、内閣の重要政策に関する情報等の収集、調査と、各行政機関の行ないますところの情報の収集と調査につきまして、内閣の重要政策に関するものの連絡調整に当たっているわけでございます。そういう観点から、現在行なっておりますところのいろいろの仕事のうちにおきましては、大ざっぱに申し上げますと、いろいろの各国から出てまいりますところの通信とか放送などをできるだけ迅速、正確に整理をして、これを報告するとか、こういう問題の論議を調査するとか、あるいはこれは世論調査とは違ふわけでありましても、できるだけ短時間に一般の有識者のアイデアというような意味の有識者調査というようなこともいたしております。こういう問題は、もちろんいろいろの、たとえばNHKとか共同通信とかいうような団体に、その調査を委託しておるわけでありまします。さらにいろいろの情報の収集の基礎的な問題と申しますか、民主主義の基本となりましますところの民主主義とか、反民主主義、そういうふうな問題に関するところの基礎的な研究をするための民主主義研究会という団体がありまして、そこにはいろいろの調査研究の委託をいたしております。それからまた、内外情勢全般にわたって、いろいろの分析判断をする、そういうふうな国際情勢研究會という団体に、そういうふうな諸種の状況判断の委託をいたしております。それとあと一つ、先ほど申し上げましたところの關係機関との連絡調整に当たるといふこともいたしておるわけ

けでありますけれども、そういうふうな諸種の調査を各団体に委託をするための準備をいたしましたり、そういう出てまいりましたところの調査をいたしましたりするとともに、特に緊急な問題とか、特に機密を保持する問題につきましては、内閣調査室自体で情報収集する場合もあつた。しかしながら、国内の問題につきましては、これは先ほど申し上げました連絡調整という分野に入りまして、各關係官庁からの情報をいただくというふうなことで、重点は国外に置かれておるわけでありまします。

○村山(喜)委員 やはり性格的には秘密情報等の収集及び調査というものを、連絡調整的な機能の役割りとして果たしているということでありまします。だから、それはすべてが警察活動であるとか、あるいは治安活動であるとかいうことにはならないと思ひますけれども、そういう性格も含みながらこれらの機関がお互いに存在をしておるということでありましますから、これらの問題は、行政制度のあり方の問題、行政責任の度合いの問題、そしてそれは権限と当然の責任が伴つて行政効果が国民にはね返つていくような存在にならなければならぬのでありますから、

そういう立場からこの問題については検討をすると同時に、それをいかにして国民がチェックできるかという問題を考えていかなければ、民主主義の存在はあり得ないのでありますから、他日、そのような角度でこの問題については論じてまいりたいと思ひます。

そこで、次の問題でございしますが、青少年犯罪の増加という問題は、世界的な課題であります。そこで今回、矯

正機能的なあり方から大臣がいろいろ施策を講じておられる、あるいは保護観察という立場から仕事をやっておいでになる、こういうような問題に対する取り組み方の力関係というものが、一体そのウェイトの置き方がどういふふうになつておるかということをお調べつきました。この保護観察の問題等につきましては、四十九カ所六百五十九人が仕事に携わつておるということでありまします。犯罪の予防、刑余者の指導、こういうような内容でございまして、この増加人員と公安調査庁の二百名の増員との比較をいたしてみますと、一割しかないというところは、青少年犯罪の増加に対処するあなたの方の取り組みの姿勢というものが、積極的なものがないのではないかと、消極的な姿勢しかないのではないかと、こういうふう

に受け取れるのでございしますが、この点は、大臣は先ほど両方の面において勘案してあるという説明でありましたけれども、ここで具体的にあらわれてまいりました増員の数字等を見ても、そういう印象しか受けないのであります。そういう青少年犯罪の増加に対処する大臣の心がまえというものは、どういふような気持ちでおいでになるのか、伺いたしたいのであります。

○賀屋国務大臣 最近、犯罪の増加が非常に世間の注目を引いておられますが、私は、これに三つの重点を置いて考えております。一つは、青少年の犯罪であります。第二は、暴力行為、暴力犯罪、第三は、交通事犯でございします。第一、第二、第三と申し上げるのは、別に重要度をつける意味で申し上げます。第一、第二、第三と申し上げるの

が、大体この三つは、少なくとも重要な焦点であると考えております。

ただいまの交通事犯と暴力関係の問題は、のけます。のけませんが、この暴力関係は、青少年問題と内容が重なるところがあるわけでありまして、その意味におきましても、青少年の非行問題が世間で考へておりますように、いまは第二の国民ということばはあまり使われませんが、将来の社会を構成する構成員でございますし、非常に心配すべきことであると存じます。それで、これはちよつとお許しを願ひたいのですが、ほんとうにこの犯罪に取り組んでやるということでは、三十六年には暴力犯罪の対策を講じました。それ以後、内閣でも非常にこの少年犯罪につきましていろいろ機関も設けてなにしておりますが、ことしの取り組み方は、率直に申し上げまして、私も自分でも十分だと思つております。もつと真剣に取り組まなければならぬと、内々省内でもその話をしておるわけでございます。それで、これは法務行政というよりは、行政各部門における問題であります。ひとり犯罪としてのみ考へる問題ではないのでございまして、私どもの傾分としましては、犯罪の面が主要な受け持ちになっておるわけでございます。そういう意味におきまして、まず犯罪の防止には、再犯の防止ということが私どもの非常に大きな任務である。この保護観察といふことは、非常にそこに重点を置かなければならない。それから一つは矯正と申しますか、少年院に入りまして、目的結局は再び犯罪を防止するという目的でございますが、外部の保護観察以外

に、一定の収容所に入れますと、その気分、考え方、意識、性格まで変へる、と言つては大き過ぎると思つて、そういうものをため直す、また、将来社会に出て、正業について生活の資を得るといふことも大事でございまして、そういう少年院の中におけること、外におけること、それからまたその取り扱ひの前には、検査、裁判との関係や少年審判との関係がございまして、こういう点について、さらにさらに検討を加へ、進んでいかなければならぬぢやないか。非常に気持ちとして、重点を置いてある次第でございまして、今回の予算あるいは人員の要求も、これで十分だといふふうには自信を持って申し上げるほど十分なものはいずれもございせんが、この問題は、古くて非常に新しい問題として、今後ほんとうに取り組んでいきたい。それから、先ほども申し上げたのでござい

ますが、もう少しこれが科学的に対策が進まなければならぬぢやないかといふ意味から申しますと、その意味におきまして、少年の犯罪といふものは、教育が悪いのだ、環境が悪いのだといふことも問題でございまして、そればかりでなく、本人の性格、精神、性癖、あるいは精神病者まで至りませんでも、変質者のなみの、精神薄弱者といふようなものに対しまして、これも一口にはさう申しますが、個々別々の個人個人に相違がある。したがつて、対策も、従来よりもつと綿密に、緻密に、科学的に考へていかなければならぬ。それに対してはどうするか。先ほどちよつと申しましたが、そういう方面の技術的専門家は足りませんで、もうその養成から始めなければなら

い。これはそういう學問を専攻されましても、普通のお医者さんとして相当な収入を得るといふことは遠く遠いような方面でございまして、そういう面からも考へていかなければならぬのではないかと。今年の対策が十分でないといふことは、私は率直にそう感じております。今後ほんとうに力を入れてまいりたい問題である、かように思つております。

○村山(喜)委員 大臣がいまお話しになつたとおりに、最近の青少年犯罪の特徴としては、年齢が低下している。その中で、在学少年の犯罪、非行の増加が見られる。しかも、この犯罪白書を見てみますと、いわゆる初犯者といふのは大幅に減少をいつつある。人口対比率から見ても、少年の犯罪件数といふものもやはり減りつつあるけれども、なお増加率そのものは、成人と比べて場合には、成人が二割減つてゐるのに對して、五割前後相かわらず増加しつつある。こういうような報告を白書で述べているわけでありまして、これに對應するところえ方は、もちろんすべての分野において総合的な施策を講じていかなければなりません。この中で、初犯者といふものが大幅に減少をいつつあるという傾向、そして保護観察等によりまして、いわゆる指導といふものに非常に重点を置かなければならぬ段階にさしかつて、こゝでわずかに二、三名くらい増員では――

いままでも私が話に聞いておりますのは、一人の該当少年に對して指導面接をする時間は五十分くらいしかないと、いうことも承つてゐるのであります。そういうような指導を、心理的にも、あるいは本人の性格的にも、適応した

訓練といふものをやらなければならぬ、指導をやらなければならぬ立場にある保護観察官といふものが、きつめて低目に押えられて、そして二百名の公安調査庁の係官が増員になる、こゝういふ姿を見たときに、法務省の大臣の考え方といふものは、やはり国家権力に基づいた弾圧的なといひますか、権力的な機能といふものに重点を置いて、そしてこゝういふような犯罪者の指導とかあるいは予防、青少年の犯罪の増加している世界的な課題に對應する姿勢がきつめて乏しいのぢやないかと、いふふうにかがえるのであります。

したがらういふか、これらの点は今後十分に對処を願ひたいと要望を申し上げておきたいと思ひますが、この中で、実は一昨日でありましたが、新聞にも出ましたのでお尋ねをいたしておきたい点がございまして。

それは関東の松葉会と関西の本多会が結合をして、その裏には国会議員が介入をしてゐるのではないかと、いふ記事がありました。これらの暴力団体は、博徒やテキヤが増加しているにもかかわらず、検査人員を昭和三十年から三十六年までの実績を見てみますと、ほとんど変わつてゐない。こゝういふ状態にある。にもかかわらず、こゝういふようないわゆるテキヤや団体が全国的な大同団結をしていくといふ姿が見られる。しかも、この暴力的な傾向の中に、おいて、恐喝、暴行、傷害、脅迫といふ犯罪が増加している。しかもそれらは、個々に発生するのではなくて、団体的な形の中において発生をする。その中に青少年が投げ込まれて悪への芽を植へつけられていくといふ姿が今日見られてゐるとするならば、これらの

いわゆる団体の動きに對しまして、先ほど、今回は右翼団体に對して四、左翼団体に對して六という形で増員をするといふことの説明がありましたけれども、いわゆる暴力団体と見られるようなものは、ただ公安調査庁のそれといふ一般的な調査事項の問題ではなくて、当然犯罪といふ立場から、検査庁あたりにおいて考へていかなければならぬ問題だと思ふ。と同時に、これは青少年の犯罪との関連もありませんから、法務省として総合的な判断を下して、いかなければならぬと思ふのであります。この関東の松葉会と関西の本多会との裏に国会議員が介入をしてゐるのではないかと新聞に報道された事実については、どういふふうになつてゐるか、説明を願ひたい。

○賀屋国務大臣 いま御指摘の団体

が、どういふ性格であるか、全面的に暴力団体であると断定してよいかどうか、私にはまだわかりません。と同時に、国会議員が介入しているといふ情報、私は、私は少しもその情報を得ておりません。暴力団体につきましては、暴力行為等処罰に関する法律等の一部改正案につきましても、いろいろ議論がございまして、暴力行為、そのうちではほんとうに国民に大きな不安を強く与へるものは、いわゆる暴力団体の構成員であるといふことは、多くの諸論もさうでありまして、私も多分思つております。今回の暴力に関する法律の改正も、その考え方が多分に入つておる次第でございまして、ただ、暴力団体そのものを規制の対象にするかといふと、これがどうもとらえにく。法の対象にいたしますためには、暴力団体といふものが法的にはつきり

した観念がなくちやならぬ。苦心をしても、それができません。それからまた、各国の先例を見ましても、そういうとらえ方はできにくいので、とらえ方をしている国も後退をしているという状態でございます。これは暴力行為取り締まりに関する問題を御審議の委員会でも、たびたび申し上げたこととございます。しかし、暴力法の改正の御審議が済みまして、これが成案になりますれば、その法の適用、運用の結果として、暴力団的なものは非常な痛手を受けて、だんだんに解散しなければならぬという機運に立ち至るためにきわめて有力だろうと思つたのでございます。検察陣におきまして——検察局はいまおられぬかもしれませんが、いやくも刑罰法に触れるような行為があまりまず場合には、決して遠慮しないで、十分に法を適用し、運用してまいる所存でございます。

○村山(喜)委員 テキヤなり博徒の団体が暴力団体であるという規定づけはできないかもしれせんけれども、その中に暴力犯罪を犯す者が多数あることは事実である。そういうような構成分子を含んだ団体が一堂に会合をし、そこに国会議員なりが花輪をおくり、お祝をする。そこにいままで国家権力と暴力団が癒着をしておるのではないかと、いろいろ疑念が、国民の中にある。そういうふうなことが新聞に出てゐる以上は、当然火のないところに煙が立たないと同じように、このような疑惑においがするのではないか。この点について、検察庁は調査をいたしましたか、どうですか。

○竹内(壽)政府委員 検察庁は、そういう調査をするのは本来の任務ではござ

いません。先ほど大臣が仰せになりましたように、検察庁の仕事は、犯罪の予防といふよりも、犯罪が発生してから後の処理につきまして、法の適用を適正にするということとでございます。したがって、そこにどういふ団体の性格のものであるか、あるいはまた新聞に出ておつたような内容が実際に沿うものであるかといふような調査は、検察庁といたしましては職務の範囲外だと私は考えております。

○村山(喜)委員 これは警察担当になるわけですが、これらがいわゆる右翼団体といえるかどうか、そこら辺もわからないと思ひますけれども、公安調査庁は、この問題についてはどういふふうに分析をしておりますか。

○宮下政府委員 公安調査庁におきましては、先ほど来御説明申し上げておりますように、政治的な目的を持つた暴力主義的破壊団体の調査をいたしておるわけでございます。したがって、すでに存在しております団体が、新たに政治目的を掲げてまいりまして、しかもそれが暴力的な傾向がございしますれば、もちろん調査の視野の中に入れるわけでございますが、ただいま御質問になつておりますようなものもの団体のについては、まだわれわれの調査の範囲内とは考えておらないのであります。

○村山(喜)委員 この点については、大臣は、そういうようなのは介在をしていないとさつき言ひ切られました。それが、それは自分の権限外だから知らないといふことなんでしょうか。その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○賀屋国務大臣 介在をしていないとは私は言わない。私は、そういうことを聞いておりませんと言つたのです。

○村山(喜)委員 その問題は、また他日取り上げる機会があるかもしれませんが、きょうはこの程度にしておきたいと思ひます。

次に、これは行管からも指摘を受けて、そして改善の意思をお持ちになつていらつしやると思つたのであります。が、犯罪者に対する処遇の問題です。これは出所時の給与額が二千元以下の者が六〇％である、それは釈放時の更生資金としては役に立たないといふことが、犯罪白書の中にもはっきり述べられておる。刑務所に入れられて、刑務所でいろいろな作業をやる。その作業収入というものが——これはそういうような収入を目的にする労働作業ではない、いわば教育的な意味があるといふこともわかります。しかしながら、今日刑務所に頼れば非常に安く上がる、といふことで、いつか大分で焼酎死んだ事件等が法務委員会でも論議されておつたやうであります。そういうような労働基準法あるいは労災法を無視したような作業といふものが、一面においては行なわれておる。一面においては給食の状態なんかを見ても、三十八年度で二十五円九十銭の副食費しか出していない。しかも、生活保護は三十七年度で五十一円四十六銭だ、

か。また、具体的な対策をどういふふうに講じようかと考えられるのか。その方針をお聞かせ願ひたいのであります。

それと同時に、これは私の選挙区にある問題であります。昔吉松町といふところの町役場の町長さんが、法務省の行政に對しまして非常に貢献をしたと思つたのでございしますけれども、町有財産を無償提供いたしました。そして感謝状を時の大臣からもらつてゐるやうであります。が、作業所を開設したわけですが、そこでは年間収益二、三百万円の作業収入、農業収入があるやうであります。しかしながら、いま時勢が移り変わつてまいりまして、そこは農業構造改善事業で大きな放牧による畜産をやりたい。ところが、法務省の刑務所の作業所がある。それが当該地域に入つてゐる、何とか考慮してもらえないかといふことでもつてきたら、代替地を見つけてきなさい、そうしたら、それによつて考えましようといふわけですが、代替地になるやうなところをいまごろさがしてみても、それは見当たらない。昔の町長は感謝状をもらつて、役場に額は一枚加わつておるけれども、いまの時勢から見た場合の、これはまことに困つた問題だといふのが、住民の声として出てゐる。これに對しまして、こゝう固定した作業所のあり方——こゝから得られる金額といふものは、わずかなものであります。それよりも、国有林等の下払いとかいふやうな一つの作業を通じて、たとえば島根なら島に国有林がある、そこに受刑者の中の成績のいい者を連れていつて、そこである程度の作業収入が得られるやうなかつかうのものを

つくる、こゝういふ形の中において、現在犯罪者に対する処遇がきわめて低劣であるといふ問題を同時に解決しながら、そういう地元の要望にこたへる方法を考へになるのがいいのではないかと思ふのであります。それらの問題に對する見解を、これは大臣お答えになりにくければ、担当の局長からでもけつこうでありますので、お答えを願ひたいと思ひます。

○大澤政府委員 まず、作業賞与金がきわめて低額である、たゞいま犯罪白書から御指摘になりましたが、われわれが作業賞与金といふものについて考へておりますのは、いわゆる受刑者が刑を終りまして社会に戻りました場合に、生活の不安に基づく再犯の問題であらうかと思ひます。生活不安であるがために再び罪を犯すといふ面から見る場合に、釈放後におきます生活の問題につきましては、まずわれわれといたしましては、次に引き継がれましますのが更生保護であり、また一般の社会保障である、かように制度的には考えられるのであります。しかしながら、さうに刑務所から釈放しまして更生保護あるいはまた社会保障というやうに移行していきまする場合に、時間的なズレがあつて、そこで生活に困つて再び犯罪を犯すといふやうなことで、それで作業賞与金といふものが支給されることになるといつたまでえになつておるわけでありまして、しかば、その金額が幾らにならばいいかといふ問題になるのであります。ただいま御指摘の犯罪白書の調査は、昭和三十六年度であります。大体一年何カ月かの在刑者の平均が出ておるわけでありまして、それが當時は二千元で

ございましたが、われわれとしまして、さような他の制度に移行していく場合のつなぎとして、おむね生活保護の一カ月ないし一カ月の資金があれば、他の救済方法に移行できる、そういう意味合いから、生活保護におきまして一カ月の給与額というものを別途に置きまして、昭和三十九年度からは、平均五千元の支給ができるように予算的な措置を講じたわけであります。それで、われわれといたしましては、大体一月半を目途に要求してまいりましたのでありますが、三十九年度予算では、平均五千元の給与を目途として支給していく。そしてこれらの者が一時的な生活の資金にしまして、引き続き就職する。それが不可能な場合には、一般の社会保障に切りかわっていくというように考えておるわけでございます。

それから作業収入が大いに上がっておるということでございますが、企業的に見ました場合に、刑務所の作業の収入と申しますのは、これらの者の生活費あるいは給付その他をまだ十分にカバーするだけのものではございません。やはり職業訓練的な、また生活指導的な面がございますので、どうやら自分の、安いとおっしゃった食事をまかなない、そして被服をまかなうのにまだ足りない程度でございます。これを賃金的に見て作業収入金ということを考える段階には、立ち至っていないのでございます。

それから吉松の問題で、われわれとしまして、決してさような意味合いで、刑務作業というものは利益を目的とするものじゃない。結局その者の生活指導なり、あるいはまたその者の将来

来の生活に役立つような意味合いで刑務作業を運営しているわけでございまして、吉松の問題につきましましては、かねがねお話のございましたような話があったわけでありまして、現在鹿児島刑務所霧島農場と申しておりますが、荒蕪地でありましたものを開墾し、植林もいたしました。目下優良な受刑者がそこに移りまして、半ば開放的な処遇で農業に従事しているわけであります。われわれとしまして、決してかような場所には執着するわけではございません。お話しのあるような場合にも、われわれとしてはかような処遇面で活用しているわけで、それにかわるようなところがあればいつでも移りたい。われわれとして、やはりかような開放的な農業に従事することも、本人の将来といたうことにつきましても必要な教育手段でございますので、あればお願いしたいということでございます。その後の具体的なお話もございまして、そのままたなっておりますわけでございます。なお、また食糧費に關係いたしましたが、かような農場で生産いたしましたもの、これが所内自給という意味合いで相当低廉に用度に移しまして、収容者の栄養源にしているわけでございまして、さような二つの目的で持っておりますので、かわるべきものがあればいたしたいというふうな目下の話し合いの段階でございます。むしろわれわれとして、その後何らかのお話があるかもしれないというふうに考えておるわけでございますが、そのままた何の話もないので、まだ停止しておるという状況でございます。いままた、刑務作業として最も適切と思われる農林省等の山林業務に従事するという方

法も、九州におきましては、五島列島にもかような作業場を設けまして、植林に従事しながら修練に励んでおるわけでございます。また北海道におきましても、さような開放的な処遇という意味合いで、さような作業場を設けしておるわけでございます。われわれとしまして、一つの土地を手に入れたからといって、決してそれに固執するわけではございません。ただいま申し上げました農業では、食糧の自給をはかるかたがた、かようなものに必要ないと申しますか、最も構外作業に合ったものの訓練の場というふうな意味合いで活用していきたい、かように思っております。決して一カ所に固執するということのような状態ではございません。

なおまた、食糧費につきましまして、極めて低廉という御指摘がございましたが、ここ毎年二円、三円と上げてまいり、御指摘のように金額はきわめて低額でございますが、その栄養源につきましましては十分注意いたしまして、必要なカロリー、あるいはまた必要な栄養素の摂取ということに努力しておるわけでございます。現在の刑務所等の食糧で欠けております点は、動物性たん白が粗悪であるとか、同じ動物性たん白といたしましても、牛肉、鳥肉というふうなものよりも、鯨肉というふうな点で摂取しておりますので、いわずやと申しますか、その点において欠ければいいというだけではなくて、やはり見た目にもおいしいうものという点にも必要であります。そういう点において欠けておるかと思っておりますけれども、金額は少のうございまして、一般国民の生活に必要な限度の食糧という

ものは、十分確保しておるつもりでございます。しかし、いま申し上げましたように、質の低悪ということもございまして、その点さらに努力いたしまして、改善に努めていきたいと考えております。

○村山(吉松)委員 話を聞いておりますと、必要な限度は幾らでも切り下げられて、生活保護は最低限の生活だと私たちは思いたいのですけれども、それ自体でさえも最低限の生活保障になつていないと言っている。にもかかわらず、その半分しか副食代はないわけですから、そういう現実というものを考えた場合には、たして犯罪者の処遇という問題はこれでもいいのかというところを、もっと基本的な人権という問題からも考えてもらわなければならぬし、賃金、いわゆる作業賞与金的な性格の賃金というものが高過ぎるといふようなことを、私は言った覚えはない。これはべらぼうに低過ぎるので、だから、刑務所の囚人がやる作業を通じて、特定の業者あたりがもうかっているのじゃないかという声さえても聞いている。そういう点から再検討をお願いしたいということを言っているのですよ。まあ、その問題は一応それでおきたいと思いますが、最後に時間もありませんので、二点だけ質問をして、大臣からお答えをいただきたいのであります。

第一点は、地方を回りますと、検察庁の建物、副検事があるような建物でも、まことにりっぱな建物ができまして、何人いるのかというので、中に入ってみると、副検事が一人いる。それに事務官が二人おって、三名あるいは四名というふうな小さな事務所もあります。しかしながら、ほとんどこれは鉄筋でつくられている。ところが、法務局の登記事務関係をつかさどるところは、これは市町村の建物を借りている分野が多いのでありますが、何十年もたつて、雨漏りがしている。床はまるで抜けるような状態になっておる。そういう中において執務をしておる。何とかこの問題を処理していただけないかということで、私も前から話をしているのですが、一向に予算がつかない。予算がありませんということ、県に一カ所くらいしかない。同じ法務省の管轄下にあるながら、検察庁のほうがりっぱな近代的な建物が建っている。片一方は明治年間建つたような建物で放置されている、こういうあり方では、私は片寄った行政じゃないかろうかと思うのであります。その問題は大臣の耳にはもちろん入っているだろうと思いますが、そういう住民にサービスを与えるような行政機関の問題については、もっとあなたのほうで考えていただかなければならないのではないかと思うのでありますが、これに対する見解をひとつお聞かせ願いたい。

もう一つは、人事院が行ないます上級職の採用試験を受けて法務事務官になる。ところが、検事の身分を持つている人が法務省には相当おりますので、法務省に入つてみても、上級職の公務員試験を受けて他の官庁に行つたら、課長なり局長になるのだけれども、一向になれない。いつまでたつても法務事務官で、存在を認められぬ。公安調査官になつたら、これはいつまでたつても地方回り、こういう形の中で、行政職なり公安職のいわゆる採用

第一類第一号 内閣委員会議録第三十七号 昭和三十九年五月二十七日

たいということでは要望申し上げると、いやあなたのところは予算がないからできません。一体それじゃどれくらい予算がついたのだと言ったら、もうきわめてわずかの数字しか言われないうわけです。この点は、やはりいまのようなかっこうでいきますと、登記所というのは、官公庁の建物の中では一番おんぼろになっておるし、また荒廢をしていくんじやないかと思ひますので、この点については格段の努力を大臣に要望申し上げまして、終わりたい

と思ひます。

○徳安委員長　本日はこの程度にとどめ、次会は、明二十八日午前十時理事會、十時半委員會を開會することとし、これにて散會いたします。

午後一時四十六分散會

印刷者 大藏省印刷局